

まちづくりファンド
「はじめの一步」部門助成団体

「(仮称)街づくりの仲間たち」 設立準備会

ニュース第6号
2010.9.23



この活動は、公益信託 世田谷まちづくり
ファンドの助成を受けています。

発行者：「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会 担当 稲垣道子（ファンド申請上の代表者）

連絡先：電話(3702)3274 FAX (3702)3219 MAIL:pxu16245@nifty.com

メールアドレスやファックス番号を存じ上げているみなさまにお知らせします。転送歓迎します。

ニュースの準備号、第1号～第5号が届いていない方は、お知らせくだされば、お送りします。

送信の中止をお望みの場合は、恐縮ですがお知らせください。

1. 都市整備常任委員会で賛否同数、委員長決裁により修正案否決、改正案可決です。（9月22日）

9月22日（水 10時～）開催の都市整備常任委員会に執行部からの改正案と修正案（提出者 民主党上杉裕之議員と生活者ネットワーク吉田恵子議員）が提出され、改正案の説明に対する質疑、次いで修正案の説明に対する質疑の後、賛成反対の意見陳述があり、裁決に入り、修正案が5対5、委員長決裁により否決、次いで改正案が同じく5対5、委員長決裁により可決となりました。

→修正案の内容は、末尾に掲載

2. 準備会のホームページを立ち上げました。<http://machi-nakama.jimdo.com/>をご覧ください。

街づくり条例改正の経緯と今後の予定、公開質問状とご回答、発行済の準備会ニュース（準備号～第6号まで）、街づくり条例改正案と修正案、及び区の公表済み文書へのリンクなど。

工事（準備）中の部分もありますが、充実していきたいと思います。

3. 区議会第3定例会開会、代表質問、一般質問で下記のように街づくり条例が取り上げられました。

録画を見ることができます。区議会ホームページ→「議会中継」の中の「録画中継」、「速報版を公開しています。」、「第3定例会を見る」とお進みください。質問通告にもとづく案内（現在は、区議会HPから削除されたようです）によれば、以下の議員が街づくり条例を取り上げました。

- | | | |
|----------|--------------------|-------|
| (1) 代表質問 | ①中里光夫議員（共産党） | 15日午後 |
| | ②竹村津絵議員（生活者ネットワーク） | 15日午後 |
| | ③諸星養一議員（公明党） | 16日午前 |
| | ④すがややすこ議員（民主党） | 16日午前 |
| (2) 一般質問 | ①唐沢としみ議員（社民党） | 16日午前 |
| | ②上杉裕之議員（民主党） | 17日午前 |
| | ③羽田圭二議員（社民党） | 17日午後 |

4. 第2回「世田谷区街づくり条例について考え、語る会」を開催しました。（9月11日）

日時：9月11日（土）午後6時30分～9時 場所：宮坂区民センター大会議室

区議にも呼びかけましたが、15日に区議会第3回定例会開会のため、質問準備等で忙しい、他の行事を重複とのこともあり、参加は、2人（共産党、民主党）に留まりました。

準備会から、区執行部が9月3日の都市整備常任委員会に報告した街づくり改正案について説明した後、質疑、次いで区議からの修正案提出の可能性を含めた報告や区民からの地区街づくり協議会の経験の紹介を受け、討議しました。当日は、以下の資料を配布しました。

- ①世田谷区街づくり条例 主な改正点（概要）（都市計画課作成、平成22年8月）
- ②街づくり条例改正案の構成と改正の概要（準備会作成）
- ③街づくり条例改正案の素案からの主な変更点（都市計画課作成＋補足）

5. 公開質問状への回答が集まりました。(8月28日～9月4日)

回答到着順に、生活者ネットワーク、木下議員(無党派市民)、民主党、せたがや政策会議、社会民主党、日本共産党、稲垣まさよし議員(みんなの党・世田谷)、自由民主党から回答が寄せられました。ホームページに掲載します。

6. 区議会会派との意見交換会をもちました。(8月31日、9月3日)

各会派の政調会長及び一人会派の各議員に「条文レベルの意見交換会をもちたい。」と呼びかけ、8月31日にせたがや政策会議と単独で、9月3日に生活者ネットワーク、共産党、社民党、民主党、無党派市民、レインボー世田谷との合同意見交換会が実現しました。その他の会派にはご対応いただけませんでした。

7. その他の情報

- ①有志が区民一般対象の「街づくり条例改正を拙速に行わないよう求める要望書」を9月14日に区議会議長に提出しました。賛同署名数は、1,547筆でした。ご協力ありがとうございます。(この項西村祐さんより)
- ②有志が「なぜ街づくり条例の改正に反対するか」という文書を9月18日にメールとファックスで区議全員に送りました。「不十分でも改正しないより改正した方がよい」と考えないで「改正案のままなら改正しない方がよい。改正によって却って悪くなる。」ことの理由に絞ってまとめたものです。(この項、有志代表稲垣道子さんより)添付します。

●修正案の内容紹介(資料にもとづいてまとめ、解説を付記しました。文責:当準備会)

- ①前文の文言微修正(主語を明確化。修正案の段階で変更され主語があいまいになった個所の修正)
 - ②第3条第2号事業者の定義に、国、都及び区を追加(修正案=現行条例では、「街づくり事業を行う公共的団体、これに準ずる団体、民間開発者及び個人をいう。」と定義されているところを、国、都、区も事業者であることを明示)
 - ③第9条第1項都市整備方針の策定に当たって、区議会議決を経ることを追加
 - ④第20条第3項 地区計画素案を申出できる要件を第1号「申出に係る地区計画等の素案の区域は、原則として、道路、河川等の地形又は地物により区画された街区でなければならない。」(修正案の段階で追加された要件)のみとし、5,000㎡以上の面積要件(修正案の段階で追加された要件)や1/2以上の同意要件を削除
 - ⑤第26条第2項ただし書き(例外規定)を削除。街づくり推進地区の指定の際は、例外なく区議会議決を経ることとする。(9月3日の都市整備常任委員会の区執行部の答弁によれば、これまで現行条例の例外規定の対象ばかりで、推進地区の指定に際して議会議決がされたことはないそうです。)
 - ⑥関連して第27条第2項(上記ただし書き部分関連の規定)を削除
 - ⑦第29条大規模土地取引の届出敷地面積を2,000㎡以上に(修正案は、3,000㎡)。
 - ⑧第31条建築構想の届出面積を敷地面積2,000㎡以上、延べ面積を3,000㎡以上に(修正案は、それぞれ3,000㎡、5,000㎡)。
- * ニュース第5号で区による修正案の内容を紹介しませんでした。9月11日の集会で紹介しましたことから、集会に参加されなかった方には申し訳ありませんが、修正案の内容のみお知らせします。修正案、修正案とも詳細は、ホームページをご覧ください。

●当準備会のホームページをご覧になれない方へ

- ・上記2でホームページに掲載していると紹介した資料の入手をご希望の方は、ご連絡ください。できる範囲で対応したいと考えております。
- ・区による修正案関係一式、修正案関係一式もpdfファイル化しております。現行条例と修正案の新旧対照表、修正案と区の原案(修正案)との対照表は、それぞれA4版16ページあります。